

令和5年第8回 委員会議題

令和5年5月19日

1 議案

議案第37号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第38号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第39号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第40号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第41号 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 37 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 3 5 6 人 |
| | 内訳 死亡者 | 1 4 6 人 |
| | 市外転出者 | 2 1 0 人 |
| | 誤載者 | 0 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 5 年 5 月 19 日 |

(理 由)

公職選挙法第 28 条の規定による。(赤②)

(参 考)

抹消の基準日 令和5年5月1日

1 死亡者

令和5年4月9日から令和5年4月30日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年12月9日から令和4年12月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

| 区 分 | 男 | 女 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 死 亡 者 | 77 | 69 | 146 |
| 転 出 者 | 91 | 119 | 210 |
| 誤 載 者 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 168 | 188 | 356 |

議案第 38 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 2 人 |
| | 内訳 住民票が新たに作成された者 | 2 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 5 年 5 月 19 日 |

(理 由)

公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。(赤④)

議案第 39 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
3 人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和 5 年 5 月 19 日

(理由)

公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）
（在外選挙人名簿の登録等）
第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

【参考】 在外選挙人名簿登録者数（令和 5 年 5 月 19 日現在）

| 男 | 女 | 計 |
|----|----|----|
| 21 | 59 | 80 |

議案第 40 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

閲覧状況の一覧表は別紙のとおり

（理 由）

公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

（緑③・⑤）

議案第 41 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和 5 年 5 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

（理 由）

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。（緑③・④・⑤）